

- 1 日時及び場所 平成29年8月30日(水)午前9時30分~10時50分 江別市民会館36号室
- 2 出 席 者 委 員 8名(敬称略)

今井博康、石田文子、中山俊彰、山﨑廣志、佐藤レイ子 千葉セツ子、鈴木久雄、真屋淳子

(欠席:三好安司、小中一子、保木本茂雄)

申請法人 4名(敬称略)

中橋憲昭(社会福祉法人江別昭光福祉会) 大井川政雄、濱守雅弘(社会福祉法人えぽっく) 齊藤健一(社会福祉法人ゆうゆう)

事務局 3名

本多福祉課長、河﨑障がい福祉係長、小笠原主任

3 議事概要

(1) 開 会

事務局: 皆様おはようございます。定刻になりましたので、これより、江別市福祉 有償運送運営協議会を開会いたします。

本日、11名の委員中、事前に欠席のご連絡をいただいているのが、三好委員、小中委員、保木本委員です。鈴木委員はご出席の予定ですが、遅れているのかもしれませんが、定刻となりますので始めさせていただきたいと思います。11名中、4名の欠席となりますが、運営協議会の設置要綱によりますと、過半数を超えておりますので、協議会は有効に成立しております。

本日の協議内容ですが、お手元の次第のとおり、新規の登録申請が1件、 更新が2件でございます。以上、よろしくお願いいたします。

協議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

【事務局より資料の確認】※省略

事務局: それでは、この後の進行は、今井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2)議事

今井会長: 皆様、おはようございます。それでは早速審議に入りたいと思います。本 日は3件ありますが、まず1件目が新規登録申請で、対象法人が社会福祉法 人江別昭光福祉会さんですね。

それでは申請法人の入室をお願いいたします。

(事務局の案内により申請法人入室)

今井会長: それでは、事務局の方からよろしくお願いいたします。

【事務局より"(福)江別昭光福祉会"にかかる協議資料に基づき説明】※省略

今井会長: 今の説明に関して、申請法人から事業実施にかかる説明等はありますか。

申請法人: はい。今回、申請理由としましては、認知症高齢者の増加と多様性のある 疾患の利用者の増加ということがあります。また、利用者、その家族から送 迎などもお願いできないかという要望がありまして、今回申請をしました。

> もし、申請が通りましたら、外出の準備、送迎、見回り、そういうことを 一元的にケアができ、そのため、利用者に混乱なく送迎ができると考えてお ります。

> また、送迎時、馴染みのあるヘルパーがいることによって、より安心して、落ち着いて送迎できることがメリットと考えております。先ほど、事務局からお話があったとおり、旅客の名簿の中に、2名の要支援の方がおりますけれど、この方達におかれましては、いずれも、身体状況が悪化しておりまして、入院していたり、歩行にかなりの不安定さがあり付き添いが必要な方となっております。また、この2名については介護度の変更申請をしているというような状況で、今後、近いうちに介護度が上がると思います。

また、要介護の方におかれましては、10名ほどいますが、ほとんどの方が杖や歩行器を使用して、ふらつきのある方達で、付き添いが必要なことと、認知レベルがかなり低下しているということもありまして、何度も同じ説明をしなければいけないというような状況となっております。そのため、今回、福祉有償運送の登録の申請をさせていただきました。以上です。

今井会長: はい。ありがとうございます。では、今の説明に関して委員から質問、意見はありますか。

真屋委員: 1件よろしいでしょうか。旅客の名簿の中に同じ住所地の方が何名かいらっしゃるのですが、これは施設入所の方ですか。

申請法人: はい。当法人にケアハウスのぞみがありまして、そこに入所している方です。その方達においては、ケアハウスは基本的には自立の方が入ることにはなっているのですが、徐々に年数が経ちまして、高齢化ということもありまして、介護認定を受けている方がかなりいるような状況となっており、ケアハウスのぞみにおいても、介護職員が常駐しておりますので、できない部分というのは、職員の方でフォローさせていただいているというような状況です。

今井会長: よろしいですか。

山崎委員: 旅客の名簿を見ていますと、12名いるのですが、送迎をするにあたって、 1日何名の方を送迎することになりますか。

申請法人: 受診などのかかる時間にもよるのですが、ある程度時間に余裕を持たなければならないという考えがありますので、午前1名、午後1名くらいで考えております。

今、担当する職員が1名ということもありますので、急激に人数を増やす ということは難しいと考えております。

山崎委員: 心配している部分については、12名の利用者さんがいて、送迎するドライバーは1名ということになると、例えばこの職員がいなければ送迎できないということになるのですけれど、その場合、送迎は中止するということになるのですか。

申請法人: その辺については検討しなければならない部分もあるかと思うのですが、 今は職員が1名なのですが、9月に研修がありますので、その研修を職員に 受けさせたいと思っております。

山崎委員: 何名出す予定ですか。

申請法人: 今のところ3名ほどです。

今井会長: はい。他にありますか。

委員一同: 【なし】

今井会長: それでは、審議に移りますので、申請法人は恐れ入りますが退出のうえ、 お待ちください。

(事務局の案内で申請法人退出)

今井会長: それでは、審議に移ります。福祉有償運送が必要かどうかがまず1点。運転者の要件、安全管理面が整っているか、これが2点目。3点目は、旅客から受け取る対価が適正かどうかというところであります。各委員、ご意見をお願いいたします。

山﨑委員: 9月に講習を受ける方が3名いるということですから、講習を受けた時点での報告を待ち、12名の送迎をしなければならないですから、1名では、 実際大変だと思います。早急に講習をするということでしたら、受講後すぐに報告をしていただくということでお願いしたい。

今井会長: 他にご意見は。

委員一同: 【なし】

今井会長: では、今回の新規登録申請について、"合意する"・"条件付きで合意する"・ "合意しない"・"継続審議"の4つになりますが、申請法人に対して、今、 山﨑委員からお話があったように、講習受講後速やかに事務局に連絡をして ください、という旨を口頭で申し上げて合意するということでよろしいでし ようか。 委員一同: 【異議なし】

今井会長: それでは、申請法人に入室していただきます。

(事務局の案内により申請法人入室)

今井会長: それでは、審議の結果をお伝えいたします。協議会委員全員合意。"特に問

題なし"ということで合意いたしましたのでお伝えいたします。ただし、9 月に実施される3名の方の講習受講後、速やかに事務局の方にその旨報告を 入れていただくようにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、申請法人は退出願います。

申請法人: 審議いただき、ありがとうございました。

(事務局の案内で申請法人退出)

今井会長: では、次に移ります。申請法人の有効期間更新の登録にかかる協議につい

てになりますので、次の法人の入室をお願いいたします。

(事務局の案内により申請法人入室)

今井会長: それでは、申請法人の江別市における有効期間更新の登録にかかる協議に

入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局より"(福) えぽっく"にかかる協議資料に基づき説明】※省略

今井会長: 今の説明に関して、申請法人から事業実施に関する説明、補足はあります

か。

申請法人: 特にございません。

今井会長: それでは、委員から質問、意見をお願いいたします。

山崎委員: 今まで送迎をした中で、事故などは何件ありましたか。

申請法人: 有償運送の関係ではないのですが、通常の送迎の中での事故というのはあ

ります。事故報告も出ております。

山崎委員: ちなみに物損事故というのは何件くらいありますか。

申請法人: 年間、10件程度あります。

山崎委員: それは警察に届け出る物損ですか。

申請法人: 届け出るケースが1件あるかないかだと思います。あとは軽微な物損がほ

とんどです。

山崎委員: 例えば、壁にぶつかったとか、擦ったとかそういうようなものですか。

申請法人: はい。そうです。

山崎委員: わかりました。

今井会長: 他にいかがでしょうか。

山崎委員: 運転者が8名いて違反歴が6件。この方達については、業務外なのですよ

ね。

申請法人: はい。

山崎委員: 何かの形の講習をしたとか、注意をしたとかはありますか。

申請法人: あります。

山崎委員: 気になるのは、携帯やシートベルトなどの違反ですが、これはドライバー 自身がやってはいけないとわかっていてやっていることが非常に問題であっ て、その辺はきつく言わないと、有償運送をしている間に、色々なことが起 きます。現実にありますから。その辺は、通常の講習とは違うやり方をしな ければならない。

申請法人: 通常、規程の中にも業務中に違反があった時には、ただちに報告するということになっております。今回、違反歴のある方の事例はすべてが業務外ということですが、業務外だから違反があってよいということにはなりませんので、業務中であればすぐに報告ということが義務付けられていますが、業務外であっても、運転記録証明については毎年取っております。それを常勤役員及び管理者に報告し、管理者より違反者に注意喚起・指導をしております。それに合わせて、全体研修、虐待防止研修などの研修の時に合わせて、外部の講師を招いて、交通安全、交通ルールについて研修を実施しております。

山崎委員: あと、もう1点。運行管理者・責任者・整備管理者などいらっしゃいますが、この方に関しては、今まで講習を受けたことはありますか。運行管理をするための安全の指導をしなければならないのですが、それについて何か講習などしたことはありますか。

申請法人: 指導についての講習はしておりません。申し訳ありません。

山崎委員: いえ、するしないは別に規程はありませんので。

今井会長: 先ほどの質問の中で、運転者の意識によって予防できるものについて、強く講習をという話があったことに対して、法人としては様々な取り組みをなされているということではあったのですが、特にドライバー意識の問題に関係するであろう方々に対しての別の注意喚起、そういったものについて、今の質問からお考えの部分はありますか。

申請法人: 当然、指導をしていかなければならないものだと思っております。 個別に指導していきたいです。

今井会長: 他にありませんか。

委員一同: 【なし】

今井会長: それでは、審議に移りたいと思いますので、申請法人は、恐れ入りますが 退出のうえ、お待ちください。 (事務局の案内で申請法人退出)

今井会長: それでは、審議に移ります。先ほど申し上げた3点に基づくわけですが、 特に先ほどの質問の中では運転者の要件、安全管理面が整っているかどうか という辺りがポイントになってくるかと思います。皆様の意見を聞かせてい ただいてよろしいでしょうか。

今井会長: 鈴木委員いかがですか。

鈴木委員: 山崎委員がおっしゃられたとおりだと思ってますが、自家用車で自分の私 用で運転する時もやはり、道路交通法違反というものをしないということ、 これが事故防止の第一だと思いますので、今、社会福祉法人の方が私的な違 反等についても報告させて、注意喚起もしているということですので、継続 してこういった2年3年の更新の時に違反が誰もいないという状況になって きていただければと思います。

今井会長: 中山委員いかがですか。

中山委員: 違反の方は当然意識を変えていかなければならない。法人としての組織的 な指導計画をしていただければと思います。

今井会長: ありがとうございます。それでは、結果については、合意するということ でよろしいですか。今、両委員が言われたとおり、協議会としては違反者が いなくなることを強く希望するという旨を付け加えたいと思います。

それでは、申請法人に入室していただきます。

(事務局の案内により申請法人入室)

今井会長: それでは、審議の結果をお伝えいたします。協議会委員、全員合意する。"特に問題なし"という結果とさせていただきました。ただし、事故が何件か散見されていますので、先ほどおっしゃたように、引き続き、法人として、業務外も含めて安全運転の指導を続けていただきたい。願わくは、次回の申請の時には違反者は皆無であるというような報告をしていただきたいというのが希望であります。以上です。

申請法人: ありがとうございます。

今井会長: それでは、申請法人は退出願います。

(事務局の案内で申請法人退出)

今井会長: それでは、3件目です。申請法人の有効期間更新の登録にかかる協議についてです。法人の入室をお願いします。

(事務局の案内により申請法人入室)

今井会長: それでは、申請法人より、有効期間更新の登録申請が出ております。事務 局から説明をお願いいたします。

【事務局より"(福)ゆうゆう"にかかる協議資料に基づき説明】※省略

今井会長: 今の説明に関して、申請法人から、事業実施に関する説明、補足はございませんか。

申請法人: はい。ありません。

今井会長: わかりました。それでは、委員から質問、意見を求めます。

中山委員: 持ち込み車両が2台ありますが、1台、前回の時に、"このままでは持ち込

み車両として認められないので名義を変えて下さい"と指示をされているのですが、未だに変わっていないというのは何か理由がありますか。

申請法人: 今回の申請書類をまとめている上で、手続きが滞っていたということに再 度気づきまして、早急に名義の方は変更するよう進めています。

中山委員: 持ち込み車両の要件に該当しないことはご存じですか。

申請法人: はい。

中山委員: それであれば、更新段階で、もし間に合わないのであれば、外していただいて、手続き後に変更の届け出をしてください。

申請法人: はい。わかりました。

今井会長: 他にどうですか。

山崎委員: 今までに物損事故等はありましたか。

申請法人: 事故は1件あります。 山崎委員: どのような事故ですか。

申請法人: 追突事故です。 山崎委員: どちらがですか。

申請法人: こちらが相手側に追突しました。

山崎委員: そうですか。それと、ドライバーの違反が非常に多いです。これはドライバーも悪いのですが、内容が悪いです。例えば、携帯もそうですし、30日の免許停止にもなっています。スピード違反も25キロ以上30キロとは、スピードも出していますから業務外にあったとしても、常にスピードを出しているドライバーがいる。

そうなると、今の1件というのは、非常に運よく1件で済んだとしか私は 思えません。これはドライバー云々ではなくて、管理者が違反のことについ て意識を変えないとなくならない。その辺の教育がよいのか、もう一度勉強 していただくかということがまず1つです。

今井会長: 私から1点。昨年の11月25日付の文書で、昨年の11月18日に登録 事項変更届出を事務局に提出していただいていますが、その際は事務局の方 で事故が少し多いということで注意喚起として、改善点、問題点を洗い出し て改善を図ること、法人全体で安全運転に対する意識を共有し、これを徹底 し対策を講じることを会長名、私の名前で貴法人にお送りしています。

今回提出された書類を拝見しますと11月25日付の書類以降に起きている事故が6件ありまして、具体的に昨年の11月以降、法人としてどのような管理体制の問題点の洗い出しや改善を行ってこられたか説明をお願いします。

申請法人: 違反者に対して、まず文章で上長に対して報告を行い、面談をし、発生状 況から指導を添えるという点と、1週間の業務上の運転を停止することと、 来月末に職員全体を集め、運転に関するリスクマネジメントの研修を実施する予定になっております。

今井会長: それはつまり、昨年12月以降平成29年のこの8月までに事故が起きた 方々については、それぞれ個別に面談をしていて、発生状況を確認し、すべ ての方について1週間運転業務を停止したということですか。

申請法人: はい。そうです。

中山委員: 業務中の事故ですか。

今井会長: 事故は1件です。他は違反です。

中山委員: 1件の事故はいつですか。今年度ですか。

申請法人: 平成26年です。

中山委員: 前回の更新以降ですか。警察に事故対応してもらっていますか。

申請法人: はい。しています。

中山委員: 実績報告書の中に交通事故件数として計上されていないのですが。実績報告の交通事故件数は、一般の事故扱いとなると交通事故なので、事故報告とは関係ない事故件数なのですが、平成26年度がゼロになっています。事故はきちんと報告してください。

それと、1名、平成26年に運転免許の効力を停止されている方がいますが、この方にはどういう指導をされていますか。

申請法人: まず、2か月の運転の停止と、自動車学校で企業安全運転講習を受講させています。その講習で、その時の事故の経緯と今後の注意点を講義で受けて、OD式安全性テスト診断をしています。あとは運転技術の実技の講習を受けております。

中山委員: 再度運転者に復帰したのは。

申請法人: 2か月後です。

中山委員: 2か月後に復帰してまた違反している。

申請法人: そうですね。

中山委員: それでも、運転者としての適性があると法人としては判断されている。

申請法人: そうですね。

中山委員: 復帰してすぐ違反というのは、その人の意識がどうなのかなという疑問は付きます。何のために講習を受けたのか、何も効果はなかったということですね。研修というものはやる意味を当事者が理解しなければいけないので、一方通行ではダメですよね。あくまで、なぜそれをしなければいけないかということ自体を運転する方が理解してはじめて研修の意義があるので、その辺に少し配慮した形で、研修なり普段の指導をしていただいた方がよいのかなと思います。

鈴木委員: 違反した方の詳細についてとありますが、どのような状況における違反か、

事故か、多分聞き取り調査をして、事業所でまとめたものだと思うのですが、 ここに書かれている違反、状況というものを見ていますと、こういった違反 を起こした方々に事業所としてきちんと、安全講習、安全意識の向上、そう いうものに取り組んでいる実態が見えてこない。

例えば、一時停止をわかっていて止まらないのではなくて、一時停止を見落として通過してしまったということが結果としてあって、その時にたまたま警察官がいて、摘発されたということなのだと思うのですが、やはり、一種の方も二種の方も、標識があって交通ルールが守られていくわけですから、こういった一時停止の見落としというのはあってはならないと思いますし、もう1点、まず運転席に座ったらシートベルトを装着するということが当たり前になっていれば、こういうシートベルトもそうですし、携帯電話も運転中にもし取らなければならないならば、左に寄せて安全な所で、ハザード等を点けて取るというような意識というもの、これは自家用車でしていないと、有償運送の時につい出てしまうということがありますので、本当に一方通行の指導ではなくて、やはり、当人がなぜこういう指導を受けなければならないのか、なぜ違反に繋がったのかということを考え、次回、こういったことを起こさないという糧にしていただければと思います。ぜひ、工夫してください。

今井会長: 質問なのですが、自動車の運行管理体制が記載されていますが、責任者の方、そして運行管理責任の代行者の方、この責任を持つ立場の方が2件、それぞれ違反をされているのですが、この辺りが大変引っかかるのですが、どう感じられますか。

申請法人: ご指摘のとおりと言いますか、責任者としての意識が薄かったと思っております。

今井会長: それは個人の問題であるというご回答ですか。

申請法人: そうですね、責任に対する意識が一番問題だったというように思います。

今井会長: 法人の中では、そのような理解をされている。体制に関する検討等は、現

時点ではお考えではないということですね。

申請法人: そうです。

今井会長: 佐藤委員なにかございますか。

(特になし)

鈴木委員: 先程の質問の延長線上になると思うのですが、社歴や経験、役職等、法人としては、この方を代行者として選任されていると思うのですが、本来、やはり指導する者が違反を起こすと、なかなか他の人が言うことを聞かない。言うことを聞いた顔はしているけれども、右から左へ抜けていってしまう。ですから、やはり、責任ある立場の方は、自分の行いを律していかなければ

ならない。そこのところをきちんと行っていただきたい。私達タクシー運転 手と違い、走らなければ賃金がもらえないという職場ではないと思いますの で、当然、運転以外の業務も行っていると思いますので、違反をしたからと いって、1週間業務に就けないというわけでもないですし、やはり、意識は 皆で変えていかなければならないですし、指導する方々、新井さんを中心と した形の中で、運行管理体制というものを構築していっていただくというこ とと、その"問う"という部分についてもきちんと意識を変えていただくと いうことをお願いしたいと思います。

今井会長: その他、ありますか。

山崎委員: 小西さん、新井さん、齊藤さん、例えば運行管理者の講習を受けることは 可能ですか。もしできるのであれば、組織としてまず管理をする立場の方が、 運行・違反を含めどのように指導していくか、一度勉強をした方がよいと思 います。それで、ドライバーに対しての教育をするということ。また、違反 した方の講習は全部外注ですね。やはり、外部ではなくて、内部の自分のと ころの送迎の業務を見ながら指導しないと事故も違反も減らないと思います。 できるのであれば、管理者の方は一度講習を受けていただきたいと思います。

今井会長: 他質問、ご意見はありませんか。

委員一同: 【なし】

今井会長: それでは、申請法人は退出願います。

(事務局の案内で申請法人退出)

今井会長: では、審議に入りますが、やはり先ほどの法人同様に"運転者の要件、安全管理面の整備"というところに質問が集中いたしました。 結果について、"問題なしで合意する"にはできないかと思いますが…。

中山委員: 更新を拒否する要件にはならないですから、協議会として、"こういったことを次回の更新までにしてください"と求めることはできるので、そういう形で認めざるを得ない。拒否要件がないので。ただ、今後運営する中で、協議会では内容を見ていますので、協議会として、"こういったことを取り組んで下さい"と求めること自体は問題ないですし、その内容を事務局の方で継続的に確認していただくということは可能。組織的な安全管理体制をまず作っていただいた上で、できれば管理者の方は運行管理者の基礎講習、最低限、それだけの知識は持っていただいた上で、どう指導していくか、計画的な指導をしていただくということですね。個人というよりは、組織としてやっていく。そこの体制を作っていただくということですね。

山﨑委員: 齊藤さんが業務中に信号の見落し、信号無視ですよね。それと一時停止していないですよね。これね、平成28年6月と12月。この方が管理者になっているということ自体が本来おかしいことです。となれば、例えば管理者

になる方については、最低限2年間違反がないとか、そういう風にしないと ダメなのかなと思う。個人というかまず組織の質をよくしていかないと。業 務外の違反が多いものですから、事故云々が1件ではないと思います。けっ こうあると思います。まずは、基礎講習を受けて下さい。それと同時に、管 理者であれば、違反はなしでなければいけないわけですが、ないのが望まし い、と言うしかないのかなと思います。この次申請した時に、"わかっていて も変更届出していません"等、普通だったら、事業停止になったりするはず なのですけど、そういうのが、やはり、青ナンバーと白ナンバーは違うとこ ろ。その辺はきつく言わないとダメかと思います。

鈴木委員: 今、出席されている方、齊藤さんですか。

事務局: はい、齊藤さんです。

山﨑委員: 本人なのですか。本人がいるのなら厳しく言った方がよい。

鈴木委員: 本当に、この社会福祉法人の仕事というのはすごく大事で継続的に発展していただきたいのです。その時に、社会福祉法人として、持続的な有償運送のところで、大きなトラブルを発生させないということは本来、大事な要素だと思いますので、安全運行というものを担当者を含めて組織の安全改革に努めていただくということで、更新申請ということですので、合意いたしますが、そこの注意、改善の要請だけは必ずお願いしたいと思います。

今井会長: 今の意見ですと、"合意する(特に問題なし)"又は"条件付き合意(一部、 改正点等あり)"ということですが…、"特に問題なし"とは言えない。

山﨑委員: こちらとして、認めなければ、利用者さんも待っていますし。止める訳に はいきませんので。

今井会長: 合意はするのだけれども、組織的な安全管理に対しての構築という意味で、 1 つは法人本部の実施者、責任者の方々が基礎講習を受けていただくことと、 管理者の要件を法人で再検討していただきたいことと、それらを踏まえた上 で内部での研修や注意喚起を条件とするかどうかです。

鈴木委員: 配置転換するかというか、今、齊藤さんは該当者ですが、運転としての適任ではなくて、役職としての適任というのがあって、条件としては盛りこみづらいというのはあるのですが、齊藤さんに基礎講習を受けてもらう。そして、皆の模範となるような、安全運行体制を再構築というような条件は付けていただきたい。

今井会長: では、2点目の管理者の要件検討というのはしない方がよいですか。

山崎委員: できる限り。

中山委員: 法人の組織的な問題になりますので、体制を考える中で、そういったもの も検討していただければよい。

山﨑委員: 先ほどの車両の話ですが、また変更しなければどうしますか。

中山委員: 今回は外していただいて、手続きが終わった後に変更の登録の届け出をしていただく。前回からの経緯があるので、このまま、「やっておいてくださいね」という状態ではない。確実に実施してから届け出をしていただく。

山﨑委員: 齊藤さんに強く言わないと、本人わかっていないと思います。 2回目はないですよと。

今井会長: 要件変更は外すとして、齊藤さんにということでよろしいですか。担当者 になりますので、基礎講習を受けていただいて、運転者の模範となることを 強く希望しますということで。車両の名義変更については、手続き上の話は 今、言わなくてもよいでしょうか。

中山委員: 先ほど言ったので、今回の更新の書類が正式に出てくる段階では外していただいて。それは事務局の方からお願いします。

事務局: はい。了解しました。

山﨑委員: 事務局もそれも強く言わないと。わかっていないです。

事務局: はい。

今井会長: それでは、条件付きということで。

委員一同: 【異議なし】

(事務局の案内により申請法人入室)

今井会長: それでは審議の結果をお伝え申し上げます。

協議の結果、"条件付きで合意する"とさせていただきます。委員から数多く質問がありましたとおり、違反が非常に多いということを私達は看過できないわけでありまして、法人全体の組織的な安全管理体制をきちんと整えていただくこと、今あるものの再構築、これを強く望みます。具体的には、指導者の基礎講習、あと、お見えになっている齊藤さんもとより、責任のある方々には、基礎講習を受けていただいて、他の運転者の模範となるような姿勢を示していただきたい。これが、協議会として非常に強いお願いです。

また、違反が次回の申請の時に減少していないようであれば、その時は、 かなり厳しい意見を申し上げなければならなくなるであろうということも申 し上げておきたいと思います。よろしいでしょうか。

申請法人: はい。

今井会長: では、申請法人は退出願います。

(事務局の案内で申請法人退出)

今井会長: では、次第3 "その他"について。委員の皆さんから何かありますか。

鈴木委員: この資料について、利用者の住所、名前等が消されていない。やはり、個人情報の関係で、何か問題が起きたらという懸念がありますので、ここのところは、例えば江別市から後ろを消しておいてくれるとか、そういう方が、私達、送られてくる者にとっても、そこの部分は見たくない。たまたま先ほ

ど、同じ住所がっていうのがあったのですが、個人の情報に関わる部分は事務局の方でマジックで消して送っていただくというような形で添付していただければと思います。

事務局: はい。

山﨑委員: 今回申請されてきた法人の方は会長から、要件・条件を色々伝えていただきました。また継続申請が出ると思いますので、その時には、今回何を言ったかというものを、一番上に付けていただければ、何年前はこういう要望を出したけれども、今回改善されたかどうか、事務局が引継ぎするというようにお願いしたい。

事務局: わかりました。

山﨑委員: こういうことを言った言わなかったという、例えば、議事録じゃないけれ ども、法人の方が事務局と話をした部分で、こういうことを事務局から要望 あり、改善したとか、そういうものがあってもよいかと思います。

今井会長: 他の委員からありますか。

委員一同: 【なし】

今井会長: よろしいですか。では、事務局から連絡ありますか。

事務局: 今後の予定でございますが、委員の任期が平成30年10月31日で満了となりますので、来年は委員の改選を予定しております。また、平成30年11月に登録更新の法人が1法人予定しています。そのため、新規登録申請がなければ、次回の開催は登録更新の法人が1つですので、平成30年の11月頃を予定しております。改選時期がまた近づきましたら、各団体からの推薦をお願いしたいと思っております。

最後になりますが、本日の協議会資料は、先ほど委員からご指摘がありましたが、個人情報が含まれておりますので、事務局でこの後回収させていただきたいと思いますので、お帰りの際には机上に置いたままお帰りいただくようにお願いいたします。

今井会長: 他に何か、特にありませんか。特になければ、これで第2回江別市福祉有 償運送運営協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。